

ご宿泊約款

当館の宿泊約款です。ご予約の前に必ずお読みください。

第 1 条(適用範囲)

- 1.当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条 (宿泊契約の申込み)

- 1.当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

- 1.宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1.前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

当館は、次に掲げる場合に宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 満室により客室の余裕がないとき
- (2) 特定感染症の患者等であり、旅館業法その他法令に基づき宿泊をお断りできる場合
- (3) 法令、国が定める指針、その他都道府県が条例で定める事由があるとき
- (4) 第8条第1項に基づく申込事項の登録に応じないとき
- (5) 第8条第1項に基づく登録内容に虚偽記載があるとき、又はその恐れがあるとき
- (6) 天災地変、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為、又はそれらの恐れがあるとき
- (8)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等、又はその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「暴力団等」)であるとき
- (9) 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (10) 法人であって、その役員のうち暴力団等に該当するものがあるとき
- (11) 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為を行なったとき
- (12)当館もしくはスタッフに対し、暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求を行なったとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき、もしくはそれらの恐れのあるとき
- (13) 泥酔しているとき、他のお客様その他第三者に迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はそれらの恐れのあるとき
- (14)宿泊しようとする者が未成年者(18歳未満)で、法定代理人(父母等の親権者や未成年後見人)による「[未成年者の宿泊に対する同意書](#)」の提出がないとき
- (15) 書籍その他宿泊施設内の備品の撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等により、当館の運営の妨害、当館の信用及びブランドを毀損する行為を行なったとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき、もしくはそれらの恐れのあるとき
- (16) 本規約等のその他の条項に違反したとき
- (17) その他利用規約等に違反したとき
- (18) その他、旅館業法その他関係法令に基づき、当館が宿泊をお断りすることが認められる場合
- (19) 旅館業法第5条及び兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定に該当するとき

第6条(宿泊客の契約解除権)

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- (1)当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- (2)当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時30分(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条(当館の契約解除権)

当館は、宿泊客が次の各号に掲げる事項に該当した場合、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第 5 条各号（ただし第 1 号を除く）に該当したとき
- (2) 第 13 条第 2 項による支払いを行わないとき
- (3) 第 8 条第 1 項に基づく申込事項の登録に応じないとき
- (4) 第 10 条の利用規則に従わないとき
- (5) 第 11 条の禁止事項を行なったとき
- (6) 宿泊申込の人数より多く宿泊又は利用しようとしたとき
- (7) 寝室での寝タバコ、消防用設備等の毀損等、防火防災上危険な行為を行なったとき
- (8) 当館の支配人及びスタッフの指示に従わないとき

前項の定めは、当館から宿泊客への損害賠償及び違約金の請求を妨げるものではありません。

第 8 条(宿泊の登録)

1. お客様は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、第 2 条に基づく申込事項を登録していただきます。
2. 宿泊客が第 13 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード、その他通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 当館のご利用にあたり、本約款等及びその他利用規約等に定めるほか、公的な身分証明書等の提示によりご本人確認をさせていただく場合があります。
4. 日本国内に住所を持たない外国人宿泊者の場合は、氏名、住所、職業等に加え、パスポートの呈示・コピー、及び国籍・旅券番号が必要となりますのであらかじめご了承ください。

第 9 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館が、お客様の申し出により、やむを得ないと判断した場合のみ、客室利用の延長に応じることがあります。

（例、体調不良など）

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

宿泊翌日の午前 10 時以降の使用:30 分につき 1 室 ￥5,000（税別）

※ただし、原則として午前 11 時までの使用を限度とする。

第 10 条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条(禁止行為)

お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行なってはならないものとします。

- (1) 当館の利用にあたり、虚偽の情報を登録又は提供する行為
 - (2) クレジットカード等の決済手段を不正利用して当館を利用する行為
 - (3) 第三者の個人情報などを不正に取得、又は不正に使用する行為
 - (4) 目的の如何にかかわらず、転売等の営業を目的として当館を利用する行為
 - (5) 大量に宿泊予約を行ないキャンセルする行為、又はそれに類似する行為
 - (6) 正当な理由なく宿泊予約とその取消しを繰り返す行為、又はそれに類似する行為
 - (7) 当館になりすます行為、又はそれらの行為であると誤解を招く行為
 - (8) システムその他のコンピュータに不正にアクセスする行為、又はそれに類似する行為
 - (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為、又はそれに類似する行為
 - (10) 書籍その他宿泊施設内の備品の撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等により、当館の運営の妨害又は当館の信用及びブランドを毀損する行為、又はそれらに類似する行為
 - (11) 当館もしくはスタッフに対する暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求行為
 - (12) 他のお客様その他第三者、当館に迷惑、損害もしくは不利益を与える行為、又はそれらの恐れがある行為
 - (13) 他のお客様その他第三者、当館の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー、人格権その他の権利を侵害する行為、又はそれらの恐れがある行為
 - (14) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為、又はそれらの恐れがある行為
 - (15) 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為
 - (16) 本規約等のその他の条項に違反する行為
 - (17) その他利用規約等の定めに違反する行為
 - (18) その他、法令、公序良俗又は当館の正常な運営を著しく妨げる行為
2. 前項により当館に損害が生じた場合、当館はお客様に対してその損害を賠償できるものとします。

第 12 条(営業時間)

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

1. (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - イ 門限：午後 11 時 30 分
 - ロ フロントサービス：午前 6 時 30 分から午後 10 時まで
2. (2) 飲食等(施設)サービス時間：
3. イ 朝食：午前 8 時 00 分から午前 9 時 15 分まで（開始時間 午前 8 時 00 又は午前 8 時 30 分）
4. ロ 夕食：午後 6 時から午後 8 時 00 分まで（開始時間 午後 6 時から）
 - ハ お食事処のご利用：午後 8 時 00 分まで
5. (3) 附帯サービス施設時間：
 - イ 貸切風呂：午後 3 時から午後 11 時 30 分まで
6. 2.前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 13 条(料金の支払い)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 当館は、無連絡不泊、キャンセル料、追加料金その他本約款に基づき宿泊客が負担すべき料金について、予約時に登録されたクレジットカードその他の決済手段により請求又は決済を行うことができるものとします。
なお、予約サイト（Booking.com、Rakuten Travel、Jalan 等）を通じた予約については、各予約サイトの規約及び決済条件に従うものとします。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 当館での滞在中、自己の責任の下、厳重に管理してください。当館は、宿泊客の責めによる現金と貴重品の損失、損害又は窃盗に関しては当館の故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
2. 宿泊客がフロントにお預けになった現金及び貴重品に滅失、毀損等の損害が生じた場合、不可抗力その他当館の責めによらない場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、当館が現金及び貴重品の種類及び価額の明告を求めたにもかかわらず宿泊客がそれを行わなかったときの当該賠償額の上限は 10 万円とします。
3. 美術品、骨董品などの損壊し易い品物は、一切お預かりできません。

第 16 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後、法令に基づき適切に対応します。また、飲食物、衛生上保管困難な物については即日処分する場合があります。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 当館に、ご宿泊頂いたお客様に限り、チェックアウト後、駐車場をご利用頂けます。
※ただし、原則として 12 時までの使用を限度とする。尚、ご利用時間を超過しご連絡が付かない場合は、必要に応じて移動又は別途費用を請求する場合があります。

第 18 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により、当館の建物、客室、設備、備品、什器、装飾品、貸出品、食器、花瓶、美術品その他当館所有物に破損、汚損、紛失その他の損害が生じた場合、当該宿泊客は、当館に対し、その修理費、交換費、清掃費その他当館が被った損害（販売機会の損失を含みますがこれに限られません）を賠償するものとします。

また、破損又は汚損の程度により修理が困難である場合には、当館は当該物品について、合理的な範囲で相当額を請求できるものとします。

第 19 条(当館の責任)

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 20 条(免責事項)

当館は、天災、交通機関の停止、不可抗力その他当館の責めに帰することができない事由により生じた損害について責任を負いません。

第 21 条(警察等への通報)

お客様の本約款等又はその他利用規則等への違反により、他のお客様及び当館の権利、財産、及びサービス等を保護する必要が生じた場合、当館は警察等関係機関へ通報する等、然るべき措置を講じます。

第 22 条(本約款等の変更)

1. 本約款等の内容は、予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
2. 変更された本約款等の内容について、変更後にお客様が当館を利用した場合には、当該お客様は変更された内容に同意したものとみなします。
3. 前項にかかわらず、本約款等の変更前に成立した宿泊契約については、変更前の規定が適用されるものとします。

第 23 条(分離可能性)

1. 本約款等又はその他利用規約等の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く本約款等及びその他利用規約等の規定は有効とします。
2. 本約款等又はその他利用規約等の一部が、あるお客様との関係で無効とされ又は取消しされた場合でも、当該お客様を除くお客様との関係において本約款等及びその他利用規約等は有効とします。

別表第 1

宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

宿泊者が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	基本宿泊料（室料、または宿泊プランに含まれる飲食料金）
	追加料金	追加飲食（夕・朝食以外の飲食料）及びその他利用料
	税金	イ.消費税 ロ.入浴料 280 円入湯税 150 円（大人） ※3

<備考>

- 1.基本宿泊料はホームページに掲示する料金表によります。
- 2.お一人様につき入浴料 280 円・入湯税 150 円 合計 430 円

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

キャンセル料金

	当日	前日	2 日前	3 日前	7 日前	14 日前
14 名まで	100%	80%	50%	50%	30%	
15~30 名まで	100%	80%	50%	50%	30%	
31 名以上	100%	80%	50%	50%	30%	10%

(注) %は、予約宿泊料金に対する取消料率です。

※連絡なし不泊の場合 100%